

★このニュースレターは皆さまにせのお事務所のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

2021.2

法務ページ



Vol.154

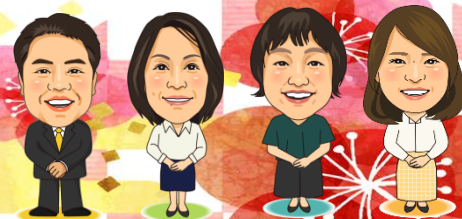
メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信中です！

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

この時季、布団から出るまでに、様々な言い訳を考えます



徒然なるままに Vol.114

目指せ、冬キャン



オンラインで同窓会ができるのかと半分疑っていた社労士の妹尾です。今年のお正月にやってみると、意外に楽しく、気がつくとも6時間も話していました。(笑)

話していると、最近になってキャンプを始めたという同級生もいてキャンプの話題で大盛り上がり。

道具は何を使っているのか、キャンプへ行ってどのように過ごしているかなど、行ったことがある者同士だと話題に事欠きません。

普通、キャンプというと夏のイメージがありますが、ベテランになると冬に行く人もいて、私も密かに上級キャンパーにステップアップするため、冬キャン(冬のキャンプのこと)を、田舎の特権で自宅の庭先でやってみようと思っています。

(妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス



●新くなる36協定の提出時に注意したいこと

押印署名が省略できない場合	押印署名が省略できる場合
①労使協議して労使協定書を兼ねた36協定届を作成・押印(労使協定を兼ねた36協定届を作成) ②届出する	①労使協議して労使協定書を作成・押印 ②協定書の内容を36協定届に転記して作成 ③届出する

「脱ハンコ」行政の推進により労働基準法に基づく届出等における押印原則の見直しが行われています。

36協定届も来年4月から新しい様式に変更され、労使押印欄が削除されています。一見、手続きが簡素化されるように思えますが、協定の締結、届出方法によっては、従前どおり届出書に押印または署名が必要となりますので、ご注意ください。

2月になると



こんにちは、高見です。

1月に入り、急に寒くなりましたね。

寒くなると、私はスキーに行きたい気持ちが高まりますが、今年はコロナの影響もありまだ行けずにいます。

おとなしく家の中にいると、ゴロゴロもぐもぐしてしまいますので、雪だるまのようにならないように気を付けます。

しかも、2月はバレンタインもありますので、せつせとおかし作りに励みます。失敗作は自分で消費するしかありません。

太らない体が欲しいと思う今日この頃です。

(高見 葵)



今年の節分



こんにちは、スタッフの筒井です。

2月といえば、節分の日がありますが、今

年の節分の日は、2月2日です。先日まで、2月3日と思っていました。不思議に思って調べてみると、節分の日は固定ではなく、立春の前日にあたる日なのです。今年の立春が2月3日だからそうです。節分が2月2日になるのは1897年以來、124年ぶりらしいです。

節分には、恵方を向いて、巻き寿司を切らずに無言で食べるという風習がありますが、皆さんは、黙って最後まで食べることが出来ていますか？(笑) ちなみに、今年の恵方は「南南東」だそうです。

(筒井 浩美)